

我が国における近時の刑事司法改革の動向

The Recent Reform of Criminal Justice System in Japan

柳 川 重 規*

1 改革の背景

i) 我が国では、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案¹⁾が、現在国会に提出されており、衆議院で可決され、参議院での審議を待っている状況である²⁾。今回の改正法案の内容としては、新たに創設される制度である取調べの録音・録画制度、証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度(捜査・公判協議型協議・合意制度)、刑事免責制度があり、従来の制度を改正するものである犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一部改正(通信傍受の合理化・効率化)、裁量保釈の判断に当たっての考慮事情の明確化、弁護人による援助の充実化、証拠開示制度の拡充、犯罪被害者等及び証人を保護するための措置、自白事件の簡易迅速な処理のための措置等がある。

この改正法案は、法務大臣の諮問に対する法制審議会「新時代の刑事司法」特別部会の答申案を基にしたものである。法務大臣の諮問は、「近年の刑事手続きをめぐる諸事情に鑑み、時代に即した新たな刑事司法制度を

* 所員・中央大学法学部教授

- 1) 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案。 <http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/houan189.html>
- 2) 本報告を行ったのは2016年1月であるが、その後、同年5月に本改正法案は国会において成立した。

構築するため、取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方の見直しや、被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入など、刑事の実体法及び手続法の整備の在り方」について意見を求めるものであった。

ii) 我が国には、いわゆる司法取引の制度や刑事免責制度がなく、また、会話傍受も強制捜査としては容認されておらず、通信傍受は制度として認められてはいるが要件が極めて厳格で、実施件数は諸外国に比べて著しく少ない。おとり捜査も、機会提供型でしかもおとり捜査以外に有効な捜査手法がなかったという補充性が認められる事案で、これを適法とした判例³⁾はあるが、おとり捜査がどこまで許されるかという一般的な基準を示した法律も判例もない。証人保護の対応、DNAデータベースの整備も不十分な状況にある。このような状況にあるにもかかわらず、精密司法と称されるように、刑事手続では詳細に事実を明らかにすることが求められる傾向にあり、しかも、たんに犯罪事実の有無のみならず、事件の背景まで解明することが、刑事手続に関与する専門家のみならず国民からも期待されているように思われる。そのため、捜査手法として被疑者取調べに大きく依存するという特徴が、我が国の捜査には見られた。

iii) 法制審議会「新時代の刑事司法」特別部会は、従来の我が国の刑事司法制度において、取調べが「他に有力な証拠収集手段が限られている中で、……事案解明を目指す捜査において中心的な機能を果たしてきた」とし、供述調書も「取調べの結果得られた詳細な供述について、争いのない事件ではこれを効率的かつ時系列に沿ってわかりやすく公判に顕出させて供述内容を立証する手段として機能するとともに、供述人が公判廷で捜査段階の供述を翻した場合等には、しばしば公判廷での供述よりも信用すべきものと認められてきた」との認識を示した。そして、「取調べによる徹底的な事案の解明と綿密な証拠収集及び立証を追求する姿勢が、事案の真相究明と真犯人の適正な処罰を求める国民に支持されその信頼を得るとと

3) 最（一小）決平16・7・12刑集58巻5号333頁。

もに、我が国の治安の維持に貢献してきた」ことは認めつつも、このような刑事司法制度の運用に伴う「ひずみもまた明らかになってきた」ことを指摘した。そして、そのひずみというのは、「当事者主義を採る我が国の刑事司法制度においては、公判廷で当事者が攻撃防御を尽くす中で事案の真相が解明され(る)」べきところ、取調べ及び供述調書に過度に依存することにより、「刑事裁判の帰趨が事実上捜査段階で決せられる事態となっている」とも指摘されるようになってきていること、そして、「取調官が無理な取調べをし、それにより得られた虚偽の自白調書が誤判の原因となった」と指摘される事態が見られることである。その上で、特別部会は、「被疑者取調べの録音・録画制度の導入を始め、取調べへの過度の依存を改めて適正な手続きの下で供述調書及び客観的証拠をより広範囲に収集することができるようにするため、証拠収集手段を適正化・多様化すること」、「供述調書への過度の依存を改め、被害者及び事件関係者を含む国民への負担にも配慮しつつ、真正な証拠が顕出され、被告人側においても、必要かつ十分な防御活動ができる活発で充実した公判審理を実現すること」を理念とする処方策の検討を行った⁴⁾。その結果、答申案に盛り込まれたのが、前述した被疑者取調べの録音・録画制度、捜査・公判協力型協議・合意制度、刑事免責制度の導入と、通信傍受の合理化・効率化、弁護人の援助の充実化、証拠開示の拡充、証人不出頭の罪等の法定刑の引上げ等、である⁵⁾。

次に、これらの改正法案の主な内容について、簡単に紹介する⁶⁾。

-
- 4) 法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」。http://www.moj.go.jp/content/000106628.pdf
 - 5) 「新たな刑事司法制度の構築についての調査審議の結果【案】」。http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji14_00102.html
 - 6) なお、本法律案及び改正法については、椎橋隆之編『日韓の刑事司法上の重要課題』（中央大学出版部、2015年）、川崎英明・三島聡編『刑事司法改革とは何か―法制審議会特別部会「要綱」の批判的検討』（現代人文社、2014年）、「〈特集〉新たな捜査手法の現状と課題」刑事法ジャーナル29号3頁以下、「〈特集〉被疑者・被告人の身柄拘束の在り方公判の充実・迅速のための諸制度」刑

2 改正法案の概要

(1) 取調べの録音・録画制度の創設

i) 目的は、取調べ状況をありのままに記録することを通じて取調べの適正を確保すること、取調べ状況に関する事実認定の客観化を図ることである。

ii) 対象事件は、裁判員裁判対象事件⁷⁾と検察官の独自捜査事件⁸⁾である。制度導入のコストと捜査機関にかかる運用上の負担を考慮して、必要性の高い事件に限定されたといわれる。裁判員対象事件は、重大事件であり、しかも、取調べ状況を巡る争いが比較的生じやすく、また、裁判員に対しても取調べ状況をわかりやすく立証する必要があることが理由とされた。検察官独自捜査事件は、被疑者が他の捜査機関による取調べを受ける機会が無く、他の捜査機関によるチェックを受けないこと、実際に取調べ状況を巡る争いが生じやすい事件であることが理由とされた。録音・録画の対象となる事件は全事件の2～3%であるといわれる。

iii) 対象となる取調べの範囲は、逮捕・勾留されている被疑者の取調べ

事法ジャーナル40号、「〈特集〉新時代の刑事司法制度」犯罪と刑罰23号81頁、「〈特集〉法制審特別部会は課題に応えたか」法律時報86巻10号4頁以下、「〈特集〉取調べの録音・録画制度」刑事法ジャーナル42号4頁以下、「〈特集〉証拠収集方法の多様化」刑事法ジャーナル43号4頁以下、「〈特集〉防御権の強化と公判手続の充実・適正化」刑事法ジャーナル44頁以下、「〈特集〉刑事訴訟法改正の今後の課題」刑事法ジャーナル45号172頁以下、「〈特集〉『新たな刑事司法制度』の構築」論究ジュリスト12号2頁以下、「〈特集〉刑事訴訟法関連法の改正」法律のひろば2016年9号4頁以下参照。

- 7) ①死刑又は無期の懲役・禁錮に当たる罪に係る事件と、②法定合議事件（死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役・禁錮に当たる罪に係る事件）で、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係る事件。
- 8) 検察が警察からの事件の送致を受けて捜査を行うのではなく、独自に捜査を行う事件。法令による制限はないが、政治家の汚職、大型脱税、企業犯罪等について行われている。

である。取調べの全過程を録音・録画することが制度導入の趣旨に適うとの理解による。ただし、捜査機関が録音・録画義務を免除される一定の例外事由も認められた。すなわち、イ. 機器の故障その他やむを得ない事情により、記録することが困難な場合、ロ. 被疑者が供述を拒んだことその他の被疑者の言動により、記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができない場合、ハ. ロのほか、犯罪の性質、関係者の言動、被疑者がその構成員である団体の性格その他の事情に照らし、被疑者の供述及びその状況が明らかにされた場合には被疑者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加えまたはこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあることにより、記録したならば被疑者が十分な供述をすることができない場合、ニ. 当該事件が指定暴力団の構成員にかかわるものである場合、である。

iv) 録音・録画義務に違反して取調べが行われた場合には、その取調べ中に作成された供述調書が公判で証拠調べ申請されても、裁判所によりこれが却下されることとなった。録音・録画義務の履践を担保する措置は必要であるが、録音・録画義務に違反して獲得された自白は任意性を欠くとか、違法収集証拠として排除するというにすると、従来の自白法則や違法収集証拠排除法則との整合性が保たれないということで、供述調書の証拠調べ申請却下という方法が採られることとなった。また、これにより、録音・録画義務に違反して作成された供述調書であっても、証拠能力自体は否定されないので、裁判所の職権により証拠採用される可能性は残った。

(2) 証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の創設

i) 証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度とは、一定の財政経済関係犯罪及び薬物銃器犯罪⁹⁾に係る被疑者・被告人が、他人の犯罪事実

9) 次に掲げる罪(死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪を除く。)をいう。

(一)刑法第2編第5章(公務の執行を妨害する罪)(第95条を除く。), 第17章

を明らかにするために真実の供述や証拠物の提出をすることの見返りに、検察官が被疑者・被告人に対し不起訴、公訴提起の取消し、特定の訴因及び罰条による公訴提起・公訴の維持、特定の訴因若しくは罰条の追加・撤回または、特定の訴因若しくは罰条への変更、即決裁判手続の申立て、略式命令の請求、特定の求刑といった恩恵を与えることである。

ii) 殺人、強姦等の生命・身体犯は含まれず、死刑または無期の懲役・禁錮刑に当たる罪は除かれるため、裁判員裁判対象事件は含まれない。

iii) 検察官、被疑者・被告人いずれの側からも協議を申し入れることが可能である。弁護人の関与が、協議及び最終的合意の成立には必要であって、合意は検察官及び弁護人が連署した書面によらなければならない。

iv) 合意が成立した場合、検察官は、合意をした被告人の公判手続きにおいて、合意書面の取調べを請求しなければならない。また、合意に係る他人の犯罪事実に関する公判手続きにおいて、合意に基づいて作成された供

(文書偽造の罪)、第18章(有価証券偽造の罪)、第18章の2(支払用カード電磁的記録に関する罪)、第25章(汚職の罪)(第193条から第196条までを除く。)、第37章(詐欺及び恐喝の罪)若しくは第38章(横領の罪)に規定する罪又は組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第3条(同条第1項第1号から第4号まで、第13号及び第14号に係る部分に限る。)、第4条(同項第13号及び第14号に係る部分に限る。)、第10条(犯罪収益等隠匿)若しくは第11条(犯罪収益等收受)に規定する罪

(二)に掲げるもののほか、租税に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、金融商品取引法に規定する罪その他の財政経済関係犯罪として政令で定めるもの

(三)に掲げる法律に規定する罪

イ. 爆発物取締罰則、ロ. 大麻取締法、ハ. 覚せい剤取締法、ニ. 麻薬及び向精神薬取締法、ホ. 武器等製造法、ヘ. あへん法、ト. 銃砲刀剣類所持等取締法、チ. 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律

(四)刑法第2編第7章(犯人蔵匿及び証拠隠滅の罪)に規定する罪又は組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第7条(組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等)に規定する罪(一)から(三)までに掲げる罪を本犯の罪とするものに限る。)

述録書等を取り調べる際には、合意書面の取調べを請求しなければならない。

v) 合意の相手方当事者が合意に違反したときその他一定の場合には、合意の当事者は合意から離脱することができる。

検察官が合意に違反した公訴提起をした場合には、当該公訴は判決で棄却される。また、検察官が特定の訴因または罰条での公訴の維持の合意に違反して訴因または罰条の追加または変更を請求した場合には、当該請求は却下される。検察官が合意に違反した場合には協議において被告人がした供述及びその合意に基づいて得られた証拠は、これを証拠とすることができない。

合意をした被疑者・被告人が、他人の犯罪事実に関して虚偽の供述をし、偽造若しくは変造の証拠を提出したときは、5年以下の懲役に処せられる。

vi) 合意が成立しなかった場合には、被疑者・被告人が協議においてした他人の犯罪事実を明らかにするための供述は、これを証拠とすることができない。

(3) 刑事免責制度の創設

i) 刑事免責制度とは証人尋問を行うに当たり、証言及びそれに基づいて得られる証拠を原則として当該証人に不利な証拠とすることができないこととする派生的使用免責を証人に付与することによって、証人の自己負罪拒否特権を消滅させて証言を強要する制度である。

ii) 我が国の判例¹⁰⁾では、「憲法が……（刑事免責）制度の導入を否定しているものとは解されないが、……これを採用するかどうかは、これを必要とする事情の有無、公正な刑事手続の観点からの当否、国民の法感情からみて公正感に合致するかどうかなどの事情を慎重に考慮して決定されるべきものであり、これを採用するのであれば、その対象範囲、手続

10) 最(大)判平7・2・22刑集49巻2号1頁。

要件，効果等を明文をもって規定すべきものと解されるが，我が国の刑訴法は，この制度に関する規定を置いていないのであるから，結局，この制度を採用していないものというべきであ（る）」とされ，現行法上は，立法者の黙示の意思により刑事免責制度は否定されるとされていた。今回の改正法案で明文規定を置くことにより，立法者の明示の意思を示して刑事免責制度を導入することとしたのである。

iii) 刑事免責の対象犯罪については限定がなく，弁護人の関与も必要ではない。検察官が証人尋問を請求するに当たり，刑事免責の付与を条件に証人尋問を行うことを裁判所に請求し，裁判所が免責決定を行う。証人尋問開始後において，証人が自己負罪のおそれを理由に証言を拒絶した場合にも，検察官は免責決定の請求を行うことができる。

(4) 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一部改正（通信傍受の合理化・効率化）

i) 通信傍受に関する改正法案の要点は，対象犯罪を拡大したことと，暗号化技術を用いることにより通信事業者の立会と記録媒体の封印を不要とし，捜査機関施設内での傍受を可能とし，通信内容の事後の聴取を可能としたことである。

ii) 我が国では，通信傍受法が施行された2000年8月から2013年までに通信傍受が行われた事件は89件，傍受令状の請求件数は257件，発付件数は255件，2013年単年ではそれぞれ12件，64件，64件である。これは，諸外国に比べて著しく低い数字であるが，その理由としては，対象犯罪が非常に狭く限定されていること，傍受の際に通信事業者の立会が要件となっているなど傍受実施の負担が重いことなどが挙げられる。

iii) 現行の通信傍受法では，対象犯罪は，①薬物関連犯罪，②銃器関連犯罪，③集団密航，④組織的殺人の4種類の罪に限定されている。しかし，近年日本では，暴力団等犯罪組織による，現住建造物等放火，殺人，傷害，傷害致死，爆発物の使用，逮捕・監禁，略取・誘拐等の犯罪が，ときには一般市民を標的として，相次いで発生している。また，振り込め詐

欺などの特殊詐欺や、密入国した外国人不良グループによる極めて暴力的な窃盗・強盗事件が繰り返し発生し、極めて深刻な被害をもたらしている。さらには、児童ポルノの被害の深刻化という問題も生じ、その対策強化は国際的にも強い要請となっている。このような状況の下、通信傍受対象犯罪を拡大する必要性が自覚され、今回の改正法案では、殺傷犯等関係（現住建造物等放火、殺人、傷害、傷害致死、爆発物の使用）、逮捕・監禁、略取・誘拐関係、窃盗・強盗関係、詐欺・恐喝関係、児童ポルノ関係の犯罪に対象が拡大された。

iv) このように対象犯罪を拡大する一方で、改正法案では、これらの新たな対象犯罪については、「当該犯罪が、あらかじめ定められた役割の分担に従って行動する人の結合体により行われたと疑うに足りる状況があるとき」が要件として付加された。

v) さらに、これまでは、傍受令状が許可した際の要件を通信傍受が実際に充足しているか監視し、また、原記録の改変を防止するために、通信事業者の立会と記録媒体の封印を要件としていたが、暗号化技術を用いることによりこれらを不要とした。傍受への立会は通信事業者にとって大きな負担となっていたものであり、また、立会のための職員を用意するための準備にも数週間程度を要することも多いといわれ、機動的な通信傍受の実施の妨げとなっていた。立会を不要とすることで、こうした弊害が除去される。さらに、暗号化技術を用いることにより、通信傍受の実施場所が通信事業者の施設内に限定される必要もなくなり、捜査機関の施設内での通信傍受の実施も可能となり、さらには、傍受内容のリアルタイムの聴取だけでなく、事後の聴取も可能となり、捜査機関の負担も軽減されることになる。

3 残された課題

i) 法制審議会「新時代の刑事司法」特別部会は、答申案をまとめるに当たり、今後の課題として制度の検討が引き続き行われるべきものに、犯

罪事実の解明による刑の減輕制度，被告人の証人適格¹¹⁾，会話傍受，再審請求審における証拠開示¹²⁾，起訴状や判決書における被害者の氏名の秘匿，証人保護プログラム¹³⁾を挙げた。

また，被疑者・被告人の身柄拘束の問題については，被告人の裁量保釈の判断に当たったの考慮事情を法律に明記するとの対応をとるとどまり，抜本的な対応策は示されなかった。この点も，今後の検討課題として残る¹⁴⁾。

ii) 今回の改革は，従来の我が国の刑事司法運用を大きく変える可能性を秘めたものである。取調べの録音・録画制度が導入されるとともに証拠収集方法の多様化が進むことにより，捜査機関による無理な取調べが抑制され，また，自白の任意性・信用性判断がより向上して誤判が減少することが期待される¹⁵⁾。その一方で，取調べを中心に捜査を徹底して行い，事

11) この点については，堀江慎司「被告人の証人適格論」法律時報86巻10号52頁等参照。

12) この点については，斎藤司「証拠開示制度の見直し」犯罪と刑罰23号137頁，大澤裕「証拠開示制度」法律時報86巻10号46頁，岡慎一「証拠開示制度」論究ジュリスト12号73頁等参照。

13) この点については，小木曾綾「犯罪被害者等および証人を保護する方策」論究ジュリスト12号80頁等参照。

14) この点については，緑大輔「被疑者・被告人の身体拘束—特別部会の調査審議の結果をうけて」法律時報86巻10号37頁，小木曾綾「身柄拘束の「必要」を考える」刑事法ジャーナル40号4頁，小坂井久「被疑者・被告人の身体拘束の在り方」刑事法ジャーナル40号18頁，杉原隆之「フランスにおける公判前の身柄拘束に関する制度について」刑事法ジャーナル40号26頁，拙稿「身柄拘束制度の在り方—英米法を踏まえて」刑事法ジャーナル45号172頁，斎藤司「身柄拘束制度の在り方—ドイツ法を踏まえて」刑事法ジャーナル45号179頁，大澤裕「被疑者・被告人の身柄拘束のあり方—いわゆる中間処分を中心に」論究ジュリスト12号88頁等参照。

15) 録音・録画の対象事件が限定されたことについては批判もあるが（たとえば，白取祐司「法制審特別部会は課題に答えたか？」法律時報86巻10号4-5頁），「取調べに代わる他の捜査・立証方策の採用などにより，取調べとその結果である供述調書への依存度を軽くするような環境を醸成しつつ，実務運用上

件の背景まで調べ上げたことによって、社会不安の解消を一定程度もたらし、被疑者に対しても早い段階で罪と向かい合わせて反省を促すことで、起訴猶予等のディヴァージョンを活用することができ、犯罪者の社会復帰を後押ししてきた。これは、日本の刑事司法運用の大きな長所であったと思われる。こうした長所が今回の改革によって失われることがないか注視していかなければならない¹⁶⁾し、失われる兆候が見えたならば、長所を維持するための対応策を不断に開発していかなければならないと考える。

の試行の拡大を含め、実績を積み、録音・録画のメリットや弊害の存否・程度などを確認したうえで、さらに次のステップに進む、という漸進的なアプローチを採るのが現実的であり、かつ妥当であったと思われる。」(井上正仁「刑事司法改革の展望」法律のひろば2016年9号6頁)との反論もある。

- 16) 拙稿「日本における取調べの録音・録画制度の導入を巡る議論について」椎橋隆幸編『日韓の刑事司法上の重要課題』(中央大学出版部, 2015年)75-76頁参照。